

# 社会福祉法人マインドはちおうじ 事業計画 [法人全体]

## 1. 2024（令和6）年度基本方針

- 1) 安定した社会福祉法人経営のため、中期計画策定・実行と財政基盤づくりをすすめます。
- 2) 質の高い支援とサービスを利用者に提供します。
- 3) 多様化する地域ニーズに対応した事業展開を追求します。
- 4) 社会福祉法人職員として地域に貢献できるよう人材育成に取り組みます。

## 2. 2024 年度基本方針ごとの重点課題

### 1) 安定した社会福祉法人経営のため、中期計画策定・実行と財政基盤づくりをすすめます。

- ① 経営会議、本部事務局会議、各委員会、それぞれの機能を向上させます。加えて、職員ひとりひとりが経営感覚を備え、事業・支援の向上につなげられるようにします。
- ② 「マインドはちおうじあり方検討PT」による、他法人調査、職員アンケート結果を踏まえ、ミッション・ビジョン・バリューの観点から、中期計画の策定・実行をします。そして、将来的な事業再編も含め、法人一体となり、地域社会に貢献できる体制を整えます。
- ③ 報酬改定を踏まえて、今後の経営環境に対処するため、福祉政策動向や大きく変化している地域の福祉サービス展開状況を分析・評価し、求められるニーズに対応することで、利用対象者の拡大をはかります。また、利用者人数見込みや、人件費推移、事業所の移転などを視野に入れた中長期的な財政シミュレーションを実施し、法人の資産・積立金の目標額設定を行い、新規事業参入や現事業充実のための投資に備えます。また、事業運営の効率化推進のためのICTを積極的に導入します。
- ④ 法人と事業所運営の持続性、及び利用者の安心・安全の確保のため、各所が策定したBCP計画をもとに、法人全体の事業継続計画を策定します。

### 2) 質の高い支援とサービスを利用者に提供します。

- ① 各プロジェクト・委員会等、法人職員全体の横断的な取り組み、他機関連携により、支援力の強化、工賃向上、作業確保など、各事業所と法人全体の支援内容充実と利用者満足度の向上をはかります。
- ② 権利擁護の質的向上のため、権利擁護・虐待防止委員会による研修実施、職員倫理綱領・行動指針の実効化、また、第三者委員による事業所訪問、懇談会実施を通し、利用者の声を受け止めると共に、障害者権利条約の基本理念をあらためて学び・尊重します。

### 3) 多様化する地域ニーズに対応した事業展開を追求します。

- ① 社会福祉法人としての地域の公益的な取り組みをはじめ、相談支援事業では精神科病院及び入所施設等からの地域移行や、医療的ケアを必要とする障害児等の計画作成、変化する就労継続支援B型の在り方多様なニーズに目を向け、これまでの障害福祉サービス事業の対象とならない方たちへの支援活動実績を活かし、地域に貢献し信頼される法人をめざします。
- ② 市障害者地域自立支援協議会をはじめ、市内外の関係機関とも協力・連携を進め、事業所運営と地域の福祉ニーズの関連性に各職員が主体的に関心を持ち、地域課題解決へ向け力を発揮できるよう、法人内の情報共有を深め、定期的な学習会などを実施します。

### 4) 社会福祉法人職員として地域に貢献できるよう人材育成に取り組みます。

- ① 職員個々が社会福祉法人職員、そして一支援者としての職業観を持ち、それぞれの役割・能力が生かせるようにします。そのための異動を含む人事交流、研修機会保証、計画的な研修計画・情報共有など積極的な意思疎通策を推進します。
- ② 人材確保・人材育成が今後の法人経営を左右するという認識を法人経営側と職員が共有し、それぞれの役割・責任を果たすことにより、働きやすく、誇りが持てる職場づくりに取り組みます。